

第73号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 概 要

- (1) 「地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「改正法」という。）」の改正に伴い、仕事と育児のさらなる両立を図り、妊娠、出産、子育てをする職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、現行の子育て部分休暇の見直しを行う。
- (2) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度等に係る措置を定める。

2 改正内容

- (1) 子育て部分休暇の取得形態の見直し（第16条の3）

改正法において部分休業の取得形態が見直されたことに伴い、子育て部分休暇について、取得形態を下記のとおり改正する。

〔現在〕 正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内

〔改正後〕 年度ごとに、あらかじめ以下のいずれかの取得形態を選択できるようにする

- ① （第1号子育て部分休暇）30分を単位として、1日につき2時間以内
- ② （第2号子育て部分休暇）原則として1時間を単位とし、年度ごとに77時間30分の範囲内

- (2) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための仕事との両立支援制度に関する意向確認等（新設）

下記の規定を新設する。

- ① 妊娠・出産についての申出をした職員に対する情報提供・意向確認等（出生時両立支援制度）
- ② 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等（育児期両立支援制度）

3 施行日

令和7年10月1日

新旧対照表

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(子育て部分休暇) 第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部または一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	(子育て部分休暇) 第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（<u>次条において</u>「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

改正後	改正前
<u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u> 第16条の6 <u>任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年品川区条例第6号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号または前項第3号に掲げる措置により意向を</u>	<u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>付 則</u> 1 <u>この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、</u> <u>公布の日から施行する。</u> 2 <u>任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前におい</u> <u>ても、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の 6 第</u> <u>2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。こ</u> <u>の場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定によ</u> <u>り講じられたものとみなす。</u>	